

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の注意事項を削る。

様式第五号中「㊸」を削り、同様式の注意事項を削る。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県療育手帳制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。